

刈谷市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月11日

刈谷市長 稲垣 武

1 納付させる歳入等

(1) 税務課における次に掲げる歳入

ア 刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号。以下「条例」という。）別表第2の1の項から3の項まで及び11の項に定める手数料

イ 備付けの公簿、図面等の写しの作成に要する費用

(2) 市民課における次に掲げる歳入等

ア 条例別表第1並びに別表第2の4の項から10の項まで及び79の項に定める手数料

イ 地方公共団体情報システム機構から徴収の委託を受けた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第67条第1項第1号に掲げる事務に関する手数料

ウ 地方公共団体情報システム機構から徴収の委託を受けた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第1項の規定する個人番号カードの発行に係る事務に関する手数料

(3) 富士松支所における次に掲げる歳入

ア 税務課及び納税課の所管に係る（1）アに掲げる手数料（条例別表第2の1の項のうち登記用納税証明及び酒類販売免許申請用納税証明に係る手数料並びに同表3の項並びに11の項（地方税法（昭和25年法律第226号）第387条第3項の規定による閲覧の手数料を除く。）に定める手数料を除く。）

イ （2）アに掲げる手数料

2 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 株式会社エム・ピー・ソリューション

所在地 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラプレステージタワー8

階

3 指定開始日

令和5年10月1日